

茨城県中央環境衛生組合行政手続条例施行規則

令和6年4月1日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合行政手続条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第5号。以下「組合条例」という。）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県行政手続条例（平成8年茨城県条例第13号）第38条の規定に基づき、組合条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 組合条例の施行については、茨城県行政手続条例施行規則（平成8年茨城県規則第17号）の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。